

○大府市不正契約者等指名停止取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）第6条に規定する不正契約者等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止決定の手続)

第2条 行政管理課長は、不正契約者等の報告を受けた場合は、大府市指名資格審査委員会（以下「委員会」という。）の決定を経て、指名停止等の事務処理を行うものとする。

(指名停止の要件及び期間)

第3条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表各項に定めるところにより、期間を定めて指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、2年を超えることができない。

3 指名停止の期間中の有資格業者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止期間と同一期間で指名停止を行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間と同一期間で指名停止を行うものとする。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間と同一期間で指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める2倍の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第4項までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2第1項から第4項までの措置要件に該当することとなったとき。

3 別表第2第2項の措置要件に該当することとなった有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。

4 前項に定める場合を除くほか、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項の規定による指名停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

5 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定を超える指名停止期間を定める必要があるときは、当該指名停止期間の2倍の期間まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名見合せ)

第8条 有資格業者が、別表各項に掲げる措置要件に該当する疑いがあり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときは、当該有資格業者について指名見合せを行うものとする。

2 第4条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 指名見合せを行った事案について、当該見合せに係る有資格業者の責に帰すべき事由がないと認められるとき、又は措置後、相当の期間を経過したときは、指名見合せを解除する。

(指名の取消し)

第9条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名をしているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の通知)

第10条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、大府市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別な事由により、あらかじめ委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第12条 契約担当者は、指名停止の措置期間中の有資格業者が工事等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(記録)

第13条 指名停止又は指名見合せを決定したときは、指名停止(指名見合せ)決定書(別

記様式)により記録し、行政管理課において保管するものとする。

附 則

この内規は、昭和47年度から適用する。

附 則

この内規は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成4年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第6条、第8条関係）

愛知県内において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間	
	市の発注工 事等の場合	その他の公共 機関発注工事 等の場合
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>6 月 以 内</p>	/
<p>（粗雑工事）</p> <p>2 工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、過失が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>6 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>3 月 以 内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>3 工事等の施工に当たり、前項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上</p> <p>4 月 以 内</p>	/
<p>（安全管理措置の不適切による公衆損害事故）</p> <p>4 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>6 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>3 月 以 内</p>
<p>（安全管理措置の不適切による工事等関係者事故）</p> <p>5 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2 週間以上</p> <p>4 月 以 内</p>	<p>2 週間以上</p> <p>2 月 以 内</p>

別表第2（第3条、第5条、第6条、第8条関係）
不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間	
	市の発注工事等の場合	その他の公共機関発注工事等の場合
<p>（贈賄）</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1 2 月 以 上</p> <p>2 4 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 業務に関し独占禁止法の規定に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、公正取引委員会から告発されたとき、又は有資格業者である個人若しくは有資格業者の役員若しくはその使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6 月 以 上</p> <p>1 8 月 以 内</p>	<p>3 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>（談合又は競売入札妨害）</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6 月 以 上</p> <p>1 8 月 以 内</p>	<p>3 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 月 以 上</p> <p>1 2 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>5 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>1 2 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>6 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>1 2 月 以 内</p>	<p>1 月 以 上</p> <p>9 月 以 内</p>
<p>（その他重大な事案）</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>委員会 で 決 定</p>	<p>委員会 で 決 定</p>